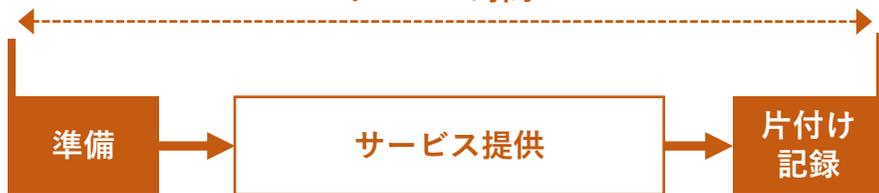


サービスの時間について

サービスの提供にあたっては、準備や片付け、記録も訪問介護サービスの一環です。これらはサービス時間内で行うこととなります。

サービス時間



金銭や貴重品の管理

金銭や貴重品の管理をホームヘルパーにお願いすることはできません。ただし、生活費の引き出しのための同行は可能です。

ハラスメントにあたる行為はやめましょう

相手が脅威、不快だと感じればそれはハラスメントです。



- 身体的暴力：ものを投げる、つばを吐く、手を払いのける、たたく・蹴る など
- 精神的暴力：大声を出す、怒鳴る、長時間のクレーム、理不尽な要求 など
- セクシャルハラスメント：性的な話しをする、抱きしめる、必要もなく腕などを触る など

訪問介護や介護保険制度の利用に関するご相談について

訪問介護に関することは、**契約している訪問介護事業所へ**、
介護保険制度の利用に関することは、
担当のケアマネジャー（介護支援専門員）に
ご相談ください。



介護保険制度

訪問介護サービス利用のご案内

介護保険制度は、介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方が納める保険料と税金で運営されており、制度の利用には一定のルールが設けられています。

ホームヘルパー（訪問介護員）は介護の専門職であり、「すべての家事」ができる訳ではありません。

ホームヘルパーが訪問介護サービスで

できる



食事の介助



入浴の介助・清拭



排泄の介助

できない



利用者本人以外のための洗濯・調理買物



利用者本人が主に利用する居室等以外の掃除



草むしり、花木の水やり

詳しくは裏面をご覧ください。

ホームヘルパーが

「できること」



身体介護

食事や入浴、排泄など
利用者の身体に直接触れる介助サービス



食事の介助



入浴の介助・清拭



排せつの介助



着替えの介助



身体の整容・洗面



起床・就寝の介助



服薬の介助



通院・外出の介助



自立生活支援のための
見守りの援助

生活援助

利用者が主に利用する居室の清掃、
本人の衣類の洗濯、本人のための調理など生活上援助



居室の
掃除・ゴミ出し



衣類の洗濯
・整理・補修



本人の食事の準備・
調理・後片付け



日常生活に
必要な買い物



薬の受け取り

外出の介助について

日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続きなどの外出は？



ホームヘルパーが

「できないこと」



1. 利用者本人以外のためのサービス
2. 日常生活に支障がないと判断されるサービス
3. 日常的に行われる家事の範囲を超えるサービス



利用者本人以外の
ための洗濯・調理買い物



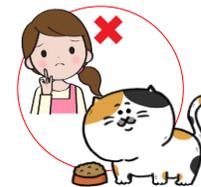
利用者本人が主に利用
する居室等以外の掃除



自家用車の洗車・清掃



草むしり、花木の水やり



ペットの世話



家具等の移動、
修繕、模様替え



窓のガラス拭き、
床磨き



特別な手間をかける
料理（おせち料理など）



単なる見守り、安否確認、
留守番、話し相手



仏壇、神棚の掃除、
お供え

換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ
等の清掃も、日常の家事の範囲を超える
行為となります。

利用者本人がいない時のサービス

利用者本人が不在の時、サービスの利用はできません。
(例) 本人の外出中に、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うことはできません。



医療行為について

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。



外出の介助について

冠婚葬祭、お墓参り、外出、理美容、趣味嗜好（習い事、旅行等）などの外出は？

